

くらしの相談センター 多摩 ニュース NO. 21

「くらしといのち」にとって大変な出来事が起こった2011年もくれようとしています。今、様々なところで問題の本質が明確になっています。多くの人とのつながりのなかで「くらしといのち」を大切に作る社会をめざして行きたいですね。



相談事例 3・11の震災で屋根瓦が落ちた！

・・・罹災（りさい）証明の発行で固定資産税や国保料などが減免に・・・

菅のSさんの家では、3・11の大震災の影響で屋根瓦が落ちてしまいました。直すには数十万円かかるといわれ、突然の出費に困ってしまいました。市に「何か補助はないのか」とききましたが、被災地のような支援はないとのこと。ちょうど選挙の直前、井口市議がSさんの家の前で演説をしていたので、「何かいい方法はないか」と相談があったのがきっかけでした。

井口市議があちこちに聞いてまわっているうちに、「罹災証明は発行できる」「そうすれば税金などが減免できる」ということがわかり、さっそくSさんに報告しました。震災からかなり時間がたっていましたが、Sさんが区役所の担当窓口にいき、手続きをすると、個人市民税、固定資産税、国保料、介護保険料などが減免になり、あわせるとかなりの額になりました。

「最初はこんな遠くの地震で、震度も4程度では何も支援がないのかと思っていたので本当に助かった。罹災証明があれば、東北自動車道も無料になるといわれた」とSさん。これは知っておいて損のない制度です。

罹災証明の手続きはこうします

災害の場合は、窓口は区役所の企画課です。

（火災の場合は消防署です）。

申請があると、区役所が実際の被害を確認に来ます。もしすでに直してしまった場合でも、被害の状況がわかる写真があれば認められるようです。災害の被害であることが認定されれば、罹災証明が発行されます。

それを持って、各担当窓口で減免申請を行うと資産税、都市計画税、国民健康保険料、介護保険料・利用料、保育料が減免されます。

また、国民年金の保険料は免除されます。

（それぞれ基準があるので、審査で認められない場合もあります）



11・12月専門家による相談予定

- * 法律相談 —— 川崎北合同法律事務所
内田弁護士
（第3火曜日）12月20日・要予約
・時間が限られています。
相談内容の要点をまとめてください。
- * 育児相談 —— 稲田助産院藤井よし江助産師
（毎月第1火曜日）・要予約お電話ください。
- * 税金 相続 登記 医療 福祉 介護 年金 教育
住宅 ペットの相談
◎専門家が随時対応します。電話で要予約◎
- * よろず相談 —— 所長・井口まみ市会議員が
すばやく相談に応じます。
月曜日～金曜日・・・時間については電話
でご予約ください。
休み・・・土 日曜・祝日・お盆
・年末年始（12月29日～1月4日）
電話・・・044-949-6674

所長の視点



〇〇〇国民健康保険料が上がる?! みんなで阻止を〇〇〇

皆さんはどんな保険証を持っていますか。私は国民健康保険なので、薄い緑のペラペラの保険証です。事業所の健保組合や、協会けんぽに入っている人たちは、保険証も厚いプラスチックでしっかりしているだけでなく、働いている会社などが保険料の半分を負担しているのです。国保に比べれば保険料が安くなっています。ところが、74歳までの高齢者や、個人事業主などが圧倒的に多い国保は、本来国が半分負担するべきところを、3分の1しか負担していないため、保険料がものすごく高くなっているのです。

国保を運営しているのは市町村なので、川崎市がさらに補填をすることによって保険料を下げることはできます。実際、川崎市は政令指定都市でトップクラスの補填を行っており、比較的低い保険料です。それでこんなに高いのですから、他の都市ではどんなにたいへんか。

ところが、この高い保険料が更に上がるというのです。保険料の計算方法を変えるのです。これまで川崎市は、市県民税をもとにして保険料を決めていました。市県民税は確定申告で、もとの収入からさまざまな控除をして決定しています。ところが新しい方式は、この控除をする前のもとの収入で保険料を計算します。そうすると、扶養控除、障害者控除などが大きい人たちの保険料が上がることになるのです。これを、段階的に来年度から実施するというのです。

これは国の差し金ですが、さらに、国は、国保を各県で一つにまとめようとしています。そうなったら、自治体で独自に補填などできません。川崎では、保険料がどれだけあがるか見当もつかない状況になります。ますます保険料を払えない、保険証をもらえない世帯が増え、まともに病院にいけなくなる市民を増やすことになるのです。保険料の値上げは何としても押さえさせなければなりません。

後期高齢者になる前にだれもが通る道である国民健康保険を、病院に安心してかかれる制度にするために、もう一回りの世論が必要です。

『くらしの相談センター 夕摩』からの お願い!

♥ 2010年4月に開設した「くらしの相談センター 夕摩」は右表のように10月まで224件の利用がありました。

運営は会員みなさんの会費で行なわれています。今まで会員目標200名を取組んで来ましたが11月現在129名の会員という現状です。

◆ 健全な運営のためにあと1歩みなさんのご協力をお願いいたします。

2011. 10月の
相談件数

● 11件

9.4月からの
相談総件数

● 224件

